

包括的支援体制構築に向けた 福祉事務所の今後の展開について（中間報告）

1 はじめに

本検討では、生活困窮、障がい者などの幅広い相談・支援を行う、社会福祉分野や障がい福祉分野における包括的支援体制の構築に向け、福祉事務所の今後の展開について検討していくこととした。

2 検討の背景と目的

福祉事務所は、生活保護をはじめ社会福祉六法に定める援護等を司る第一線の社会福祉行政機関である。

福祉事務所の業務体制については、昭和43年に志村福祉事務所が設置されて以降、大きな組織改正は行われず、板橋・赤塚・志村福祉事務所（以下、「三所」という。）が独立した保護の実施機関として業務を進めてきた。

一方、社会情勢は大きく変化しており、板橋区地域保健福祉計画「実施計画2025」では、地域の複雑・複合化した区民からの相談を解決するために、高齢、障がい、子ども、生活困窮など属性を問わず、どの相談窓口においても、幅広く受け止め、地域の関係機関の連携により、適切な支援を行う包括的な相談支援体制を構築するとしている。

そのため、今後の福祉事務所については、従来の社会福祉行政機関としての役割を担いつつ、幅広い区民の方々を対象に、今まで以上に困りごとの解決のために寄りそった相談支援を担う新たな体制を構築する必要がある。

3 福祉事務所の現状と課題

(1) 総合相談について

福祉事務所では、生活相談をはじめ、女性相談、ひとり親相談等の様々な相談を「福祉総合相談室」として受け付けている。相談件数については、コロナ禍以降、増加傾向にあるが、生活保護申請の受理件数が横ばい傾向であり、生活保護以外の相談や複合的な相談が増加している。また、課題があるのにも関わらず相談等につながっていない潜在的な区民を見つけて支援していく仕組みがないため、必要な支援が十分に行き届いているとは言い切れない状況にある。

さらに、三所は担当圏域内の中心に位置していないため、最も遠いところで4.7km（東山町⇄赤塚福祉事務所）となる地域も存在し、来所や訪問にかかる利便性に課題がある。距離が近いことを理由に来所された方に対し、担当圏域が異なれば相談や申請等の手続きができず、担当の福祉事務所を案内している状況である。

(2) 生活保護受給世帯への支援について

生活保護受給世帯数については、ここ数年横ばい傾向が続いている。一方で、生活保護受給世帯の単身化と高齢化が進んでいる状況である。この「単身高齢世帯」に対して、地区担当員が家族に代わって受給者を支えていく必要があり、より綿密な支援が求められている状況である。

(3) 障がい者への支援について

障がい分野については、法改正等により、対象範囲の拡大やサービス種類の増加に伴い、対象者が大幅に増加しているほか、複合的な課題を抱える方も増えている状況である。

区における障がい者への支援については、現在、福祉事務所・障がい政策課・障がいサービス課・健康福祉センターが分任している状況である。そのため、区民は複数の部署・窓口に行く必要があることに加え、区としても障がい分野における一貫した支援を十分に果たせていない。

区として、関係各課による連携強化と窓口の明確化・利便性向上及び一貫した支援の実現に向けた検討が必要である。

(4) 福祉事務所の体制について

区の福祉事務所は、条例上、三所が独立した生活保護の実施機関となっており、それぞれが法に基づき、別個の福祉事務所として完結した体制となっている。

そのため、前述した圏域設定に起因する課題のほか、区内転居時であっても、改めて手続きや面接相談等を行う必要が生じるなど、区民に負担をかけている状況である。

また、区民への支援を強化していくためには、業務集約等を行い、職員がより区民に関わることができる体制の構築が必要であるが、現状の体制においては、一部の業務について、その集約が法制度上、不可能である。

これらの課題を解決していくためには、これまでの福祉事務所の体制自体の見直しを行う必要がある。

4 福祉事務所のあり方の方向性

前述の課題に対応するためには、時代に即した社会福祉行政機関となることをめざし、組織の見直しも視野に入れた検討を進める必要がある。そこで、次の3つの柱を掲げ、福祉事務所のあり方検討を進めていく。

柱1 区として一つの福祉事務所へ転換

三所を「(仮称)板橋区福祉事務所」として一本化し、区内全域を所管する方向に改めることで、担当地域に関わらず、一つの福祉事務所として、困りごとを抱える区民の相談・申請を受け付け、適切な支援につなげていくことができる。また、区内転居による移管手続きの簡素化など、区民の利便性と事務効率の向上も図られる。

三所は、「(仮称)板橋区福祉事務所」内の組織とし、名称を改めるとともに、区民の利便性の向上及び地域・関係機関との連携を図る観点から、一定の担当地域は残しつつも、その範囲については、見直すこととする。

柱2 幅広い相談支援を行うための機能強化

新しい福祉事務所では、これまでの生活保護中心の体制から、生活困窮・ひきこもり・ひとり親の家計改善などの複雑・複合化した課題を幅広く受け止める相談支援体制に移行するとともに、それぞれの課題に対応する関係機関との連携を強化することで、適切な支援につなげていく。

さらに、板橋福祉事務所内に設置している区における生活困窮者自立相談支援機関である「いたばし生活仕事サポートセンター」の分室を、赤塚・志村福祉事務所内に設置し、伴走型支援を強化する。

加えて、地域福祉コーディネーターの活用等によるアウトリーチ型支援や地域の関係機関との連携等、機能を強化することにより、新しい福祉事務所は、包括的な相談支援体制の一翼を担う。

柱3 障がい者へ一貫した支援を行うことができる体制の整備

福祉事務所も含め、障がい分野における窓口の明確化・利便性向上及び、一貫した障がい者支援の実現に向けて、健康福祉センターのあり方検討と連携し、健康生きがい部と福祉部における組織の見直しも視野に入れた体制の充実を図っていく。

4 今後のスケジュール

【令和5年度】

- 6月 : 健康福祉委員会報告 (中間報告)
- 11月 : 健康福祉委員会報告 (最終報告)